



6813

御意札文写

全

西垣文庫
文庫10
6813



文庫10
6813

定



一 親子兄弟夫婦を始諸親類不志く
 下人亦不ゆるを志す事
 一 家業を傳ふ事
 一 眼小る事
 一 人の害を
 一 禁制の事



一 喧嘩口福を懐き若事ある時根小出合處
くはひを負う者隠重づくさる事

一 強迫根小打傷くは若遠犯の者あは
中志一隠し重他所よりあはる事

一 盗賊悪黨の類あは中志一と意成獲
英下さる事

一 死罪小行る者多時地兼さる事
一人賣買くは信止重一男女の下人或

永年季或ハ傳代小名あるハお對り一但
生(き)事

生(き)事

附 傳代の下人又も重取不任來る業他
所ハ在職妻子をももらる付いもの
返まづくは但一罪科ある者ハ
制外の事

右條可相守る者於お省可相守
罪科者之

正徳元年六月日

奉行

但し江戸系大坂の外道中ふたつ
人言ふふ追通をうらむ事

一柳傳言結袂の者おかしき町の馬のこころに
出まづ一若結袂の者おかしき入財をなき事
より雇ひ登風るの者おかしき事あり
至るまき松小おかしき事

一人言ふ伊御定と外増減をえふおかしき
牢舎せしめ町の間を年寄へる料と
して目又費文と人言ふ役の者おかしき事

より百文と出まづ事

附 性還の軍理おかしき候をりつけ
又性還の者おかしき事
事ある事

右條も相守も若殿もお守も可也
曲事もの

正徳元年八月日

奉行

定

一 毒茶并 仙せ兼種 賣買の事 禁制を
 若 遠犯の者 あらば 罪重なる處
 假令 同類といふとも 申出らば 罰を
 罪をゆるされ 意度 御 廢失の事
 一 仙せ 金銀 賣買一切 停止 若 仙せ 金銀
 あらば 金座 銀座 へは 入り 申出らば
 是づの 金銀も 是又 金座 銀座 へは 入り
 お改むべき事

附 惣じて 仙せ物 申出らば 申す事

一 寛永の 仙せ 金銀 賣買 申出らば 罰を
 分六を 賣買 申出らば 御 料私 取らば 申す
 負 納納 申出らば 御 料私 取らば 申す
 一 仙せ 兼種 賣買の 外 一切 禁 申出らば
 申す事
 一 仙せ 兼種 申出らば 罰を 申す事
 一 徳藏人の 仙せ 兼種 申出らば 罰を 申す事

一 諸法商賣物或ハ一不買並志の賣
を一或ハ合せえ言並不を處うらざ
る事

一 何事不より諸物をり一 徒黨を

結ぶらる事

右條可相守若於お省可相行

罪科もの

正徳元年八月日

奉行

定

一 江戸より結便并人員賃

不川迄

若何均等

繋掛人共

か尻可等

九拾回文

何回

六拾回文

附

あまほけは尻小同トそれより

手重き若何均八年結便賃小同ト

くさるる

人員 走人

千位迄

若何物 走人

紫掛若何人 走人

加へ尻子 走人

人員 走人

川口迄

若何物 走人

紫掛若何人 走人

加へ尻子 走人

人員 走人

板橋迄

若何物 走人

紫掛若何人 走人

加へ尻子 走人

人員 走人

上高井土迄

四拾七文

九拾七文

日

六拾文

四拾六文

百四拾文

日

九拾文

六拾七文

九拾四文

日

六拾七文

四拾七文

若の拘 参駄

百六拾参文

紫掛の 人

日

加の 馬

百八文

人 参人

七拾九文

下 高井土迄

若の 拘

百四拾九文

紫掛の 人

日

加の 馬

百参文

人 参人

七拾三文

泊 未 参 残

主人 参人

三拾六文

百 仕 参人

拾七文

馬 参人

三拾八文

右 通可 若 於 宵 可 爲 曲

享保三年十月日

奉行

定

一 車を先若狭炮打の者より出せし中出度
并御着場之内より出せし中出度
見出しより早く中出せし中出度
御褒美つて中出せし中出度

享保六年二月日

定

一 車を先若狭炮打の者より出せし中出度
并御着場之内より出せし中出度
見出しより早く中出せし中出度
御褒美つて中出せし中出度

然不審成若者有る中出度
御褒美つて中出度

右へきんの御人 銀六百枚

右へきんの御人 銀三百枚

右へきんの御人 日引

右へきんの御人 銀百枚

右へきんの御人 銀百枚

右へきんの御人 銀百枚

右へきんの御人 銀百枚

そのころの 名主 久組と一組たり
罪科 老

正徳元年八月日

奉行

定

一火を付る者をあつて早く中出居し若
隠し盡ふに於て六を罪重なるべし
同類よりとらふと申す中出居し若
罪をゆるされ急度御稟候へし

なる事

一火を付る者を又付たことを捕(早く中
出居し)見のぐし小出(早く)事

附

あやしき者あつては實数を違へ
早く中出居し若(早く)事
一火事出来し時みだりし弛集るる危し
但役人員累る者格別(早く)事
一火事場(早く)お取理不足(早く)事

て六御法度より旨申せ通を為さるるに
引多きものハ搦捕ア一萬一失儀不及
付於るべき事

一火事場を沖りぎの取光も金銀
徳尺拾ひとくハ其の持系をべし若
隠並他所よりあつるふ於てハ其罪重
うべし一發同類たりといふも中一歩
一軍ハ其罪をゆるされ御褒美下さる
べき事

一火車より各地車なるを車山と為す
積のくづらに徳長刀刀根差木拔身不
走べしとる事

一車長持停止をたよひ逃ひものあり
造るべし一切尙書生とらざる事
右條より可相守り若於お背を
科者之

正徳元年

奉行

外三枚

此度内宿新宿待場にお取付候人
人員候様

内宿新宿迄

荷物等

六拾七文

紫掛荷人持

日引

かゝ尻子等生

四拾四文

人員等

三拾四文

右へ通可い候へ山来今井土宿在候

被り候い若旅お宿をてお曲事考へ

明和八年月日

奉行

右御言札安永四年未八月十六日初
新規お建中い

先

一三笠附鳥者今元候者若くは

一むくち打込候者博安者い

右へ族内正月にお止候者ハ

此の後意度お供中の若お止者ハ為
人モ流罪或モ重おより死罪中付
向むろハハ身辨名上罪人子下可差
是の事

右ノ通ハ男當正月ハ若ハ回意モ可差
免ハ男正月ハ後モお止族族モ
何者モ町内ハ一モモリハ行出
意度沖獲英全可差中ハ事
但一因於内ハ一ハハモ行出勿

一 如式付上モ教家主名主人組
者中合第ハ御被吟味疑ハ者
於モハ卑ハ行出外ハ人モ
情実取モ三笠附息者全元モ右宿
被ハ者召捕ハモモモ上家モ
モモモ家モハ家被モ上百日モモ
モ隣モ主人組家被モ上名モ町内ハ

意度と料つ中付の事
右に類可お心付万料あるは若くは
を以て中出さるるは吟味の上意度
可中付のもの

享保十一年正月日

奉行

覚

一諸國御料所又を私路主人租の場所

新田と成場兩族を以て
御代官地及百姓中談行は成
心の上新田を以て仕形妻相續男中付
ある一入内八系郡町を以て西國
中國筋八坂町を以て新小國筋八
洲を以て江戸町を以て新出の於人或
百姓を以て一或を金元と若くは巧を以て
未だ金銀を以てりるを以て一不
備を以て中出者あるは吟味の上お

此の由てつゞきし事

一惣の代官中付の筋の後付納方

ともにおお下り放る程美し

可中出に併中出づき

自分勝手小よる

放てハ名上

右に取可相心

寅七月廿六日

天保十四癸卯歳六月

同 秋八月再板

南傳馬町壹丁目

本屋又助板

本墨文湖姓

南野黑田壹丁目

同 姓八民再姓

天給十四癸卯歲六月